

## IFRS-AC(2014年10月)出席報告

みずほ証券株式会社  
企画グループ 経営調査部  
上級研究員  
熊谷五郎

2014年10月13、14日、ロンドンにおいて開催された国際財務報告基準（IFRS）財団・IFRS 諮問会議（IFRS-AC）<sup>1</sup>の概要につき、以下の通り報告する。

記

### I. 議事一覧<sup>2</sup>

番号	日時	議事
1	10月13日 9:15-9:30	開会
2	同 9:45-10:30	IASB 活動報告
3	同 10:45-12:00	開示イニシアティブ
4	同 13:00-13:30	IFRS 財団トラスティー活動報告
5	同 13:30-14:00	IFRS 財団の組織構造・有効性に関するレビュー
6	同 14:00-14:30	重要性（IASB のリサーチ・プロジェクト）
7	同 14:30-15:30	重要性に関する分科会
8	同 15:30-16:30	企業報告の将来像
9	同 16:30-17:30	重要性に関する分科会討議報告（全体会議）
10	10月14日 8:00-9:00	投資家代表による朝食会
11	同 9:15-9:30	重要性に関する総括
12	同 9:30-10:10	投資家リエゾン活動
13	同 10:10-11:30	IFRS 財団のリスクと機会・分科会
14	同 11:30-12:15	長期投資・概念フレームワークへの示唆
15	同 13:15-14:15	IFRS 財団のリスクと機会・分科会討議報告
16	同 14:15-15:00	IFRS コンテンツ・サービス
17	同 15:00-15:15	まとめ・閉会

<sup>1</sup> 国際会計基準審議会（IASB）に対して、検討事項やその優先順位をアドバイスするための組織。毎年2月、6月、10月と年3回、ロンドンで開催される。日本選出のIFRS-委員は、株式会社東芝・常任顧問・村岡富美雄氏と筆者の二名がIFRS-委員を務めている。また金融庁よりオブザーバーとして、竹中企業開示課課長補佐が出席。現在は、委員長1名、副委員長2名、委員44名の47名からなり、先進国、新興国の利害関係者から幅広く委員が選ばれている。今回が2014年の最終会議であったが、2014年限りで副委員長2名及び村岡委員を含む13人の委員が退任予定。

<sup>2</sup> 議事内容に係わる配布資料は、以下のサイトで取得可能。  
<http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/AC-October-2014.aspx>

## II. 議事概要

以下、紙幅の関係から特に重要と思われる論点につき報告する。

### ・IASB 活動報告【番号2】

通常であればハンス・フーガーホースト IASB 議長より、過去4か月のIASBの活動報告を受けるが、今回は同議長が欠席のため、イアン・マッキントッシュ IASB 副議長からの報告となった。

7月にIFRS第9号「金融商品」の最終基準化がこの4か月間の最大の成果として報告された。また新しい金融商品の減損モデル導入に関して、IFRS移行リソース・グループ(IFRS Transition Resource Group, ITG)が設置されたことも紹介された。「収益認識」についてもIASBと共同でITGを設置しているが、金融商品の減損モデルITGはIASB単独の設置であることや、今後あらゆる基準についてITGを設けるという訳ではないことが強調された。

また「リース」と「保険契約」については、2015年中の最終基準化を目指し、引き続き検討を重ねている。「概念フレームワーク」については、2015年初めに公開草案を公表予定であり、来年4月にASAF設立2年を迎えるので、新年早々ASAFの活動に関してレビュー・プロセスに入るとの説明があった。マッキントッシュ副議長は個人的な考えとしながらも、ASAF会議が、IASBと各国設定主体との対話の場として非常に有効に機能しているため、委員定数を含め、現在の組織や運営を大きく変える必要はないと思うとのことであった。

国際的なIFRS適用地域の拡大に関しては、シンガポールが同国籍の上場企業に対して、2018年以降IFRSと同一の新しい財務報告の枠組みを適用することが報告された。この結果、同国の財務報告基準とIFRSには、現状一定の差異が存在するが、これは解消されることになる。日本への言及としては、IFRSの任意適用企業数が予定も含めて現在45社に達しており、今後最低でも100社、時価総額構成比の35~40%程度に拡大する見込みであると紹介されていた。また、アジェンダ・ペーパーには言及がないもののインドのIFRS取込み状況も紹介されていた。同国の動きについては、本稿の最後で紹介する。

### ・開示イニシアティブ【番号3】

アジェンダコンサルテーションにおける多くの利害関係者の指摘（開示量が膨大かつ複雑、対話より法令順守のための開示に陥っている等）を受けて、IASBは一連の「開示イニシアティブ」プロジェクトを実施中である。今回のIFRS-AC会議では、10ポイントプランの進行状況、来年公表の開示原則に関する討議資料(Discussion Paper, DP)で取り上げる予定の論点等についてIASBスタッフより説明を受けたのち、委員による討議が行われた。

「開示イニシアティブ」自体については、大多数の委員より支持が表明された。開示の有効性向上については、当イニシアティブ以外にも、各国やグローバルレベルで様々な取組みが行われている。委員の多くから、実際により効果的な開示を意識して開示量を削減する作成者が増えていることが報告された。しかし、こうした動きは一部の大企業に留まっており、IASBスタッフによるケーススタディを通じて、他の作成者にも意識変革の動きを広げることが重要であるというアドバイスがなされた。また、Non-IFRS情報を開示原則にどう反映させるか、開示原則の扱うべき範囲については、慎重に検討すべきことも指摘された。

日本からの意見としては、村岡委員より、開示イニシアティブにおいて、複数のプロジェクトを同時並行的に進めているのは、問題点の適時解決に有効であるが、利害関係者が、イニシアティブ

ブの全貌やプロジェクト間の相互関連を把握できるように十分な配慮が必要であるとの指摘がなされた。

#### ・重要性【番号 6, 7, 9, 11】

「重要性」は「開示イニシアティブ」関連の論点であり、10月会議で最も時間が割かれて議論されたトピックであった。開示量削減により財務報告の効果を高めるには、重要性をどう判断するかが鍵となっている。重要性に関しては、分科会形式で議論した後に、各グループの議長が、全体会議で報告するという形式が取られた。当該分科会は、投資家、基準設定主体、作成者、規制当局と各委員の属性毎にグループ分けされた。

属性の違いにも拘わらず、各グループの結論はほぼ共通していた。主な検討結果は以下の通りである。

- 財務報告における開示をより効果的なものにするための手段として、IASBが「重要性」の概念に関して検討することを支持する。
- 「重要性」の基本的な定義は、引き続きIFRSの一部とされるべきであり、「重要性」とは目的適合性のある情報の開示を促すものであるべきである。
- 重要でない情報の大量開示によって、目的適合的な情報が目立たなくなることがあり得る。
- 企業に「重要性の原則」を適切に適用するように意識改革を促すには、IASBが明確な責任を持って、財務報告フレームワーク開発に取り組むべきである。
- また重要性の原則の適用にあたっては、作成者の意識改革のみでは不十分であり、監査人や規制当局に対する教育活動も必要である。IASBは、こうした教育活動に主体的に取り組み、またこうした活動を支援するべきである。また、教育対象に応じた教育・支援を柔軟に提供すべきである。
- 各法域における「重要性」の解釈は様々であるが、それは、各法域が適用している国内基準による影響もあるだろう。極端な例としては、日本基準はルール・ベースであることから、定量的な基準に馴染みがある。

また村岡委員は、作成者の分科会において「重要性の定義、ガイドラインも必要ではあるが、財務報告利用者の定義や重要性も必要である。作成者として利用者が財務報告をどのように意思決定に利用しているかが必ずしも明らかでないことから、認識の差が出ている」との意見を述べた。

竹中オブザーバーは、規制当局の分科会において、「重要性の解釈には各国で幅があるが、それは、各国が採用している自国基準の影響もあるのではないか。日本基準はルール・ベースであり、重要な基準は定量的に示されている。一方で、プリンシプル・ベースのIFRSには馴染みが無い。長年、日本基準を適用している側から見ると、重要性の解釈に『明確な基準』を設けてもらいたいと思う」との意見を述べた。上記検討結果における日本への言及は竹中オブザーバーの発言を反映したものである。

#### ・長期投資 — 概念フレームワークへの示唆【番号 14】

本セッションは、資本市場は長期資本提供の場であり、そうした長期資本の供給を促進することを意識して会計基準は開発されるべきではないかという欧州委員会の問題提起を受けたもので

ある。一部の委員からは純損益や資本のボラティリティが長期投資を阻害しているのではないかという懸念が示され、問題提起への賛意が示された。

また、本セッションの前に行われた IASB 活動報告のセッションでは、長期投資と概念フレームワークに関わる論点として、英国の利用者代表者委員から以下のコメントがあった。英国では多くの株式投資家が、概念フレームワークにおいて定義されている一般目的の財務諸表の「主要な利用者」の範囲が広すぎる点に違和感を抱いている<sup>3</sup>。株式投資家が長期資本を提供しており、残余リスクを全て引き受けている以上、会計基準の設定にあたって、主要な財務諸表利用者として想定されるべきは、長期資本の提供者たる株式投資家であるべきというのが、英国の株式投資家のコンセンサスであるとのことであった。

しかし、会計基準は特定の形態の投資を促進するバイアスを持たずに中立であるべきであり、むしろ透明性を高めることにより、投資家に正確な情報に基づいた意思決定を促すことを目的とすべきであるという意見が多数を占めた。

金融庁の竹中オブザーバーからは、「経済成長を促進するために長期投資に対する配慮は重要であるものの、会計基準は特定の政策によって影響を受けるべきではないと考える」との見解が示された。また筆者は、「バブル崩壊後の日本では原価主義によって銀行の収益や資本が一見安定しているように見えたものの、銀行の資産の質の劣化がすぐに財務諸表に反映されなかった。結果として危機への対応が遅れて、わが国の長期的成長力が損なわれる要因の一つとなった」という日本の経験を紹介した。その上で、会計基準は作成企業の経済実態を忠実に表現することを優先すべきであるという意見を述べた。

#### ・ IFRS 財団の組織構造と有効性に関するレビュー【番号 5】

IFRS 財団の組織は、IASB と IFRS 解釈委員会が会計基準や解釈指針の責任を担う一方、トラスティーがその活動を監督する。さらにトラスティーの活動を資本市場規制当局の代表者からなるモニタリング・ボードが監督するという三層のガバナンス構造を取っている。IASB や解釈委員会の活動が正規の手続きを踏んだものかどうかについては、非公開のトラスティーのデュープロセス監督委員会 (DPOC) が監視、検討を行っている。一方、IFRS-AC はトラスティー及び IASB に対する助言機関という位置づけである。

今回の会議では、一部委員より、IFRS-AC からの「助言」に関して、トラスティーより十分なフィードバックがなされておらず、説明責任が果たされていないのではないかという問題提起がなされた。それに対して、トラスティーのミッシェル・ブラダ議長より、IFRS-AC からのインプットに対して包括的かつ必要なフィードバックはしているつもりであるとの回答がなされた。また、IFRS-AC のジョアンナ・ペリー議長からも、IFRS-AC は、IFRS 財団や IASB に対して「勧告 (recommendation)」を行うのではなく、「助言 (advice)」を行うことが期待されているのであって、IFRS 財団トラスティー及び IASB は「助言」に対する説明責任を負ってはないとのコメントがあった。

#### ・ IFRS 財団のリスクと機会【番号 13, 14】

まず IFRS 財団におけるリスク管理体制についての説明を受けた後、4 つの分科会に分かれて、IFRS 財団の直面する最大のリスクと機会について議論がなされた。それぞれのグループによっ

---

<sup>3</sup> 2010 年改正の IASB 「概念フレームワーク」では、財務諸表の主要な利用者として、「現在および潜在的な投資家、貸付者、その他の債権者」を想定している。

て指摘されたリスクは内容や呼び方が微妙に異なるものの、その問題意識は共通していた。

各グループがほぼ共通して指摘したリスクは、①財務的及び人的な資源、②政治的介入のリスク、③アドプション・コンバージェンス・一貫した適用（の不調）に関わるレピュテーション・リスク、④統合報告や非 GAAP 情報との競合（それらの情報に比べ IFRS の有用性が劣ること）、⑤ IFRS 財団/IASB のガバナンス（独立性、費用対効果等）などである。

一方、IFRS 財団にとっての「機会」の可能性として、①統合報告や Corporate Reporting Dialogue において IASB が主導的役割を演じること、②教育、③IFRS のブランド価値向上、④グローバル化等が指摘された。しかし、「機会」については、十分な時間を取って議論できなかったことから、来年 2 月の会議で再検討することとなった。

### ・企業報告の将来像【番号 8】

今年 2 月会議に続き、10 月会議でも「企業報告の将来像」が取り上げられた。企業報告について、現在、いくつかの国際イニシアティブが進行している。代表的なものとしては、今年 6 月に国際統合報告評議会(IIRC)により提唱された“Corporate Reporting Dialogue(CRD)”や、銀行等金融機関のリスク情報開示に関して、金融安定理事会により組織された“Enhanced Disclosure Task Force (EDTF)”がある。本セッションでは、これらの企業報告に関する国際イニシアティブに関して、IASB がどのような役割を果たすかが議論された。

全体として、これらのイニシアティブにおいて、IASB が一定の役割を果たすことに関して、好意的な意見が表明された。これらのイニシアティブは、IASB の将来の活動に重大な影響を与える可能性もあり、それらの議論に積極的に参加し、議論を主導すべきであるということが強調された。また、こうしたイニシアティブの動向に留意すべきことは、IASB や IFRS 財団にとってのリスクと機会のセッションにおいても言及されていた。

### ・投資家リエゾン活動【番号 10、12】

今年 2 月会議に続き、IASB 投資家リエゾンチームより、IFRS 開発プロセスに対する投資家の更なる参加を促すための投資家エンゲージメント戦略に関する説明を受けた。一般目的の財務報告が、財務諸表利用者の意思決定に有用な情報を提供することが目的であるにも関わらず、他の利害関係者に比べて投資家からの IASB へのインプットが少ない。従って、どのように投資家を巻き込んでいくかが議論された。

現在 IASB の投資家リエゾンチームは、①特定の機関投資家に的を絞った「一対一」の対話戦略、②投資家ニュース・レターの発行や投資家向け教育マテリアルの開発による「一対多」戦略を取っている。

IASB 投資家リエゾンチームに対して、投資家の参加を促すために、個々の委員やそれぞれの組織に何を期待しているのか、もっと明確にして欲しいという声があった。また、投資家が IFRS 開発プロセスに参加するにあたっての阻害要因を分析することが重要であるという指摘もなされた。さらには IASB 専門スタッフが投資家の視点をもっと意識する必要性を指摘する声もあった。一方で、IASB の人的リソースに制約がある中で、投資家リエゾン・プログラムの成否の判断基準をどう考えるかということも重要であるとの指摘があった。作成者の代表からは、企業の持つアナリストとの IR ネットワークを積極的に活用してはどうかとの提案もあった。

村岡委員からは、IASB の投資家エンゲージメント戦略への賛意が示される一方、投資家は財務

報告に係る作成者のコストについての情報が少ないため、投資家エンゲージメントによる作成者の費用対効果に十分な配慮がなされるべきであるという指摘がなされた。また筆者からは、投資家代表による朝食会において、会計の議論に参加するユーザーの数は少なく、メンバーも固定的であるので、IASB が投資家代表にコンタクトする場合には、サンプリング・バイアスに留意すべきであるという意見を述べた。

### Ⅲ. おわりに

筆者は企業会計基準委員会の「IFRS のエンドースメントに関する作業部会」委員として、わが国におけるエンドースメント手続きの確立と「修正国際基準 (JMIS)」の開発作業に関わった。今回の IFRS-AC 会議で、筆者にとって興味深かったのは、インドの IFRS 取込み状況であった。インドについては、アジェンダ・ペーパーには記載がなかったが IASB 活動報告の中でイアン・マッキントッシュ IASB 副議長が言及していた。以下本稿の締めくくりとして、マッキントッシュ IASB 副議長の報告に加えて、先ごろ発行された「ポケット・ガイド：国際基準としての IFRS」における同国に関する記載も参考にしつつ、同国の IFRS 取込み動向と IASB の対応を紹介しておく。

#### ・インドにおける IFRS 取込み動向と IASB の対応

「ポケット・ガイド：国際基準としての IFRS」によれば、インドの資本市場規制当局は、「インド証券取引委員会 (the Securities and Exchange Board of India, SEBI) であり、会計基準設定主体は、インド公認会計士協会 (the Institute of Chartered Accountants of India, ICAI) である。SEBI はインドの上場企業に対して、ICAI によって開発され、中央政府によって承認された会計基準に基づいて、連結財務諸表の作成を義務付けている。但し、IASB の開発したピュア IFRS の任意適用も認めており、現在 11 社のインド企業がピュア IFRS に基づいて連結財務諸表を作成している。

インドは、2013 年会社法を改正して、基本的に 2 会計基準体制への移行を決めた。

**Tier 1:** 若干の修正項目を含むが、実質的に IFRS のコンバージェンスした新しい国内会計基準 (Indian Accounting Standards, Ind AS)。上場大企業に適用される。

**Tier 2:** 旧国内基準に若干の修正を施した現行基準。中小企業に適用される。

インドは IFRS に準拠した新しい Ind AS を開発済みであるが、まだ強制適用日は公表されていない。マッキントッシュ副議長によれば、国家予算がついたことでインド国内基準への IFRS 取込みがインド政府の方針であることが確認された。すでに ICAI の下に IFRS エンドースメント・ボードが設置されているが、多数のカーブアウトが提案されており、IASB は ICAI と密接に協議中である。ビデオ会議やマッキントッシュ副議長自身がインドに足を運んで、頻繁に意見交換を重ねているとのことであった。ICAI が提案しているカーブアウトは多数ではあるものの、重大なものではないために、マッキントッシュ副議長は、何とか対処の余地はあると考えているとのことであった。

インドに対する IASB の第 1 目標は、インドの新基準を極力ピュア IFRS に近づけること、第 2 の目標としては引き続きインド企業によるピュア IFRS の任意適用を容認させることである。

上述の通り、インドは現在でもピュア IFRS の任意適用を認めているが、新基準の開発後にもピ

ユア IFRS の任意適用が可能かどうか法的に不透明である。そのために多くのインドの多国籍企業がピュア IFRS の任意適用に二の足を踏んでいる。同国のピュア IFRS 任意適用制度が法的に安定したものとなれば、相当数の大企業がピュア IFRS の任意適用に踏み切ると考えている。

わが国でも JMIS の公開草案のコメント期間が終了したところであるが、10月28日に開催された企業会計審議会で新設されることが決まった「会計部会」では「国際会計基準の任意適用の拡大促進を図るとともに、あるべき国際会計基準の内容について我が国としての意見発信を強化するため、会計を巡る事項について必要な審議・検討を行う」こととなった。

わが国とインドでは、置かれた経済環境や、資本市場の規模も違うが、IFRS の強制適用ではなく、国内会計基準の中に IFRS を取り込んでいこうという試みなど類似点も見られる。その意味で、インドの動きは要注目であると思われる。

以上